

目次

1	前回の課題	
	(1) 病児・病後児保育事業経費（平成22年度）	1
	(2) ファミリー・サポート・センターの保険について	2
	(3) 保育料階層別内訳（全体および多子減免世帯）	3
	(4) 所得階層別保育所・幼稚園保育料比較表（平成24年度）	
	① 3歳児の場合	4
	② 4歳児以上の場合	5
	(5) 保育所・幼稚園在園児の状況	
	① 保育所の状況	6
	② 幼稚園の状況	7
	(6) 公立保育所民営化政策決定の経過等について	8
2	吹田市の財政状況について	
	(1) 一般会計決算収支の状況	10
	(2) 財政構造硬直化の状況（普通会計）	
	(3) 一般会計目的別歳出経費の状況	11
	(4) 民生費に占める保育所関係費の状況	
3	公私立保育所の経費等の比較について	
	(1) 公私立保育所の管理運営費財源内訳	12
	(2) 公立保育所の民営化による経常経費削減額について	13
4	保育料について	
	(1) 保育所保育料について	14
	(2) 延長保育料について	21

1 前回の課題

(1) 病児・病後児保育事業経費（平成22年度）

① 北千里病後児保育室 経費内訳

【歳入】 (円)

No.	項目	金額
①	国・府支出金	4,719,000
②	利用料等収入	772,604
③	合計	5,491,604

【歳出】 (円)

No.	項目	金額
①	市正規職員（人件費）	15,657,840
②	臨時雇用員賃金・共済費	5,141,685
③	需用費（消耗品・賄材料）	170,130
④	役務費（通信費・保険料等）	101,895
⑤	委託料	314,160
⑥	合計	21,385,710

② 岸部診療所病児・病後児保育室 経費内訳

【歳入】 (円)

No.	項目	金額
①	吹田市委託料	27,091,130
②	利用料収入	1,627,000
③	その他	701,187
④	合計	29,419,317

【歳出】 (円)

No.	項目	金額
①	人件費	17,146,009
②	事業費	2,830,824
③	管理費	9,102,347
④	その他	340,137
⑤	合計	29,419,317

(2) ファミリー・サポート・センターの保険について

財団法人女性労働協会があっせんしている「ファミリー・サポート・センター補償保険」にすいたファミリー・サポート・センターとして加入しています。種別は援助会員のけがなどを補償する援助会員傷害保険、援助会員に法律上の賠償責任が生じた場合に補償する賠償責任保険、依頼会員の子どもなどのけがなどを補償する依頼子ども傷害保険があります。

保険加入内容一覧【平成 24 年度】

事業	保険種類	保険金額・てん補限度額（補償額）
ファミリー・サポート ・センター事業	援助会員傷害保険	死亡 500 万円 後遺障害 障害の程度により 500 万円 ～15 万円 入院日額 3,000 円 手術保険金 3,000 円×所定倍率 (10 倍、20 倍または 40 倍) 通院日額 2,000 円
	賠償責任保険	対人対物 1 事故につき 2 億円 初期対応費用 500 万円 見舞金・見舞品 10 万円 訴訟対応 1,000 万円 受託者賠償責任(現金盗難) 10 万円
	依頼子ども傷害保険	死亡 300 万円 後遺障害 300 万円～9 万円 入院日額 3,000 円 手術保険金 3,000 円×所定倍率 (10 倍、20 倍または 40 倍) 通院日額 2,000 円
	研修・会合傷害保険	死亡 500 万円 後遺障害 500 万円～15 万円 入院日額 3,800 円 手術保険金 3,800 円×所定倍率 (10 倍、20 倍または 40 倍) 通院日額 2,300 円

(3) 保育料階層別内訳 (全体および多子減免世帯)

平成24年4月1日現在

現行 階層区分	全体		多子減免世帯 (内数)	
	入所 世帯数	全体に 占める 比率 (%)	入所 世帯数	全体に 占める 比率 (%)
A	120	2.80	24	2.79
B	413	9.62	93	10.81
C1	39	0.91	9	1.05
C2	179	4.17	53	6.16
D1	97	2.26	16	1.86
D2	95	2.21	27	3.14
D3	400	9.32	88	10.23
D4	417	9.71	84	9.77
D5	519	12.09	99	11.51
D6	1,114	25.95	203	23.60
D7	296	6.89	54	6.28
D8	125	2.91	14	1.63
D9	87	2.03	14	1.63
D10	392	9.13	82	9.53
合計	4,293	100.00	860	100.00

(4) 所得階層別保育所・幼稚園保育料比較表 (平成24年度)

① 3歳児の場合

(月額：円)

保育所				幼稚園		
階層区分	定 義			階層区分	定 義	私立
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯		0	A	生活保護世帯	2,915
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	B 1	市民税非課税世帯	5,415
C		1	均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	6,600	B 2	市民税所得割非課税世帯
	2	所得割の額のある世帯	7,500	C	市民税所得割額77,100円以下の世帯	12,415
D	1	7,500円未満	9,100			
	2	7,500円以上15,000円未満	11,900			
	3	15,000円以上45,000円未満	15,800			
	4	45,000円以上75,000円未満	23,600			
5	A階層を除き前年度分の所得税課税所得帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	75,000円以上112,500円未満	31,400	D	市民税所得割額77,100円を超え211,200円以下の世帯	17,615
6	112,500円以上262,500円未満	35,000	E	市民税所得割額211,200円を超える世帯	21,765	
7	262,500円以上362,500円未満	35,000				
8	362,500円以上442,500円未満	35,000				
9	442,500円以上522,500円未満	35,000				
10	522,500円以上	35,000				

※公立幼稚園では3歳児保育は実施していない。保育所保育料決定時の市町村民税額は前年度分の額で決定。なお、幼稚園補助金決定時の市町村民税額は当該年度分の額で決定。保育所保育料は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合減額措置があるが、表中保育料は1人での保育料。私立幼稚園3歳児保育料は、市内私立幼稚園の月額平均保育料24,265円(年額291,180円)。ただし、表中保育料は、保護者補助金、就園奨励費補助金を受け取り後の、保護者負担額。なお、幼稚園補助金は園児に小学校1年生～3年生の兄弟がいる等の条件により補助金の額が変わるが、本表は小学校1年生～3年生の兄弟がいない場合の第1子の補助金支給額合計を用いている。

② 4歳以上児の場合

(月額：円)

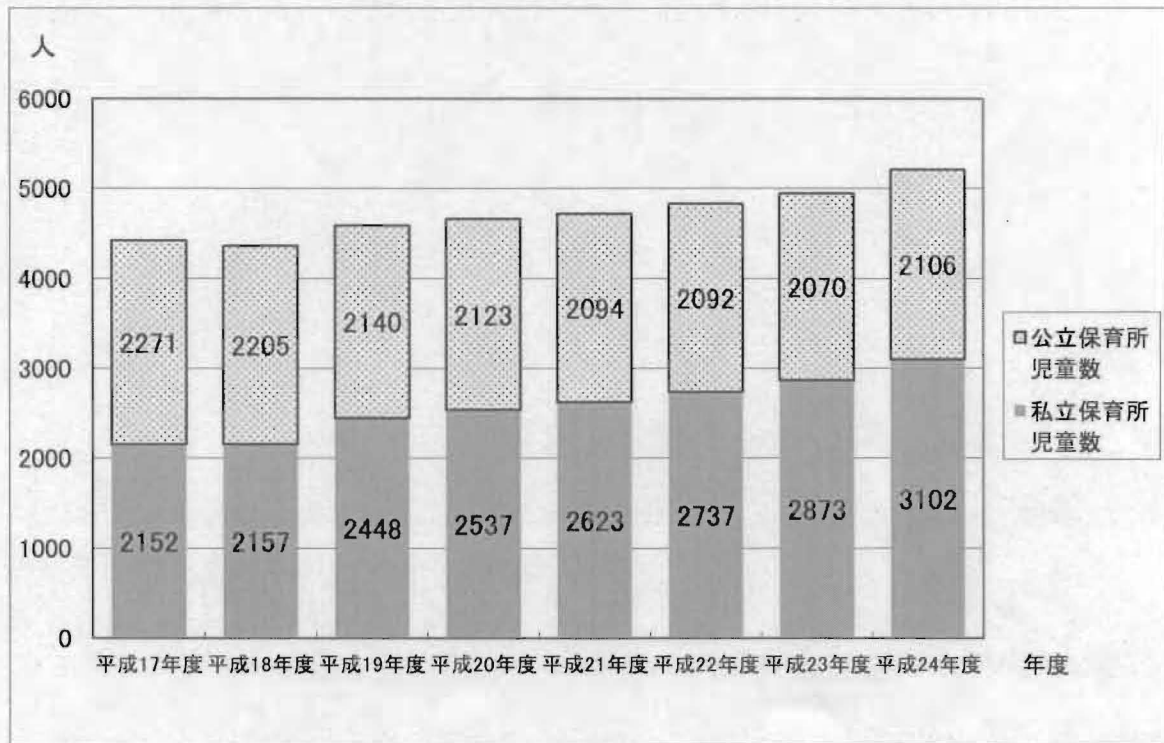
保育所				幼稚園				
階層区分	定義			階層区分	定義	私立	公立	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯			0	A	生活保護世帯	0	0
B	A階層及びD階層を除き前年分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯			0	B 1	市民税非課税世帯	1,038	0
C	1	均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)		6,600	B 2	市民税所得割非課税世帯	3,638	4,334
	2	所得割の額のある世帯		7,500	C	市民税所得割額77,100円以下の世帯	10,138	7,000
D	1	7,500円未満		9,100				
	2	7,500円以上15,000円未満		11,900				
	3	15,000円以上45,000円未満		15,400				
	4	45,000円以上75,000円未満		22,400				
	5	75,000円以上112,500円未満		29,000				
	6	112,500円以上262,500円未満		29,000				
	7	262,500円以上362,500円未満		29,000				
	8	362,500円以上442,500円未満		29,000				
	9	442,500円以上522,500円未満		29,000				
	10	522,500円以上		29,000				
D	市民税所得割額77,100円を超え211,200円以下の世帯			15,338	D	市民税所得割額77,100円を超え211,200円以下の世帯	15,338	7,000
	市民税所得割額211,200円を超える世帯			18,088	E	市民税所得割額211,200円を超える世帯	18,088	7,000

※保育所保育料決定時の市町村民税額は前年度分の額で決定。また、幼稚園補助金決定時の市町村民税額は当該年度分の額で決定。保育所保育料は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合減額措置があるが、表中保育料は1人での保育料。私立幼稚園4歳児以上児童保育料は、市内私立幼稚園の月額平均保育料23,088円(年額277,056円)。ただし、表中保育料は、保護者補助金、就園奨励費補助金を受け取り後の、保護者負担額。なお、幼稚園補助金は園児に小学校1年生～3年生の兄弟がいる等の条件により補助金の額が変わるが、本表は小学校1年生～3年生の兄弟がいない場合の第1子の補助金支給額合計を用いている。公立幼稚園保育料は月額7,000円。生活保護世帯及び市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯は、減免後の保護者負担額。

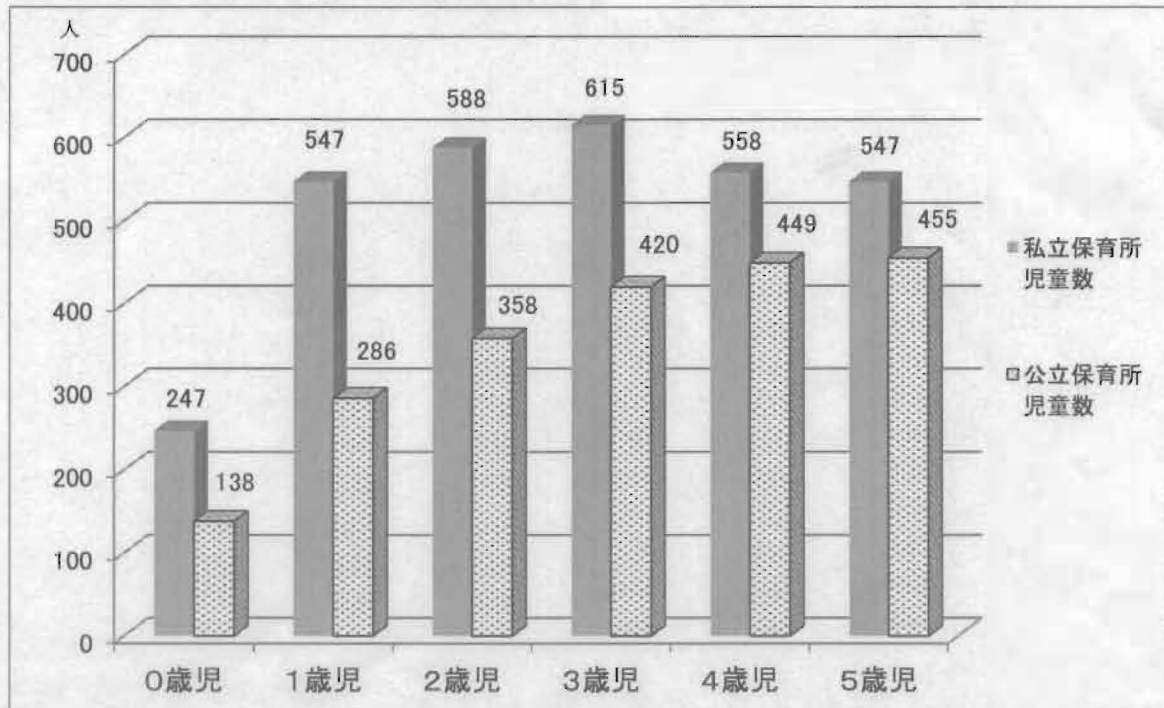
(5) 保育所・幼稚園在園児の状況

① 保育所の状況

1、平成17年度から24年度の公私別保育所児童数推移

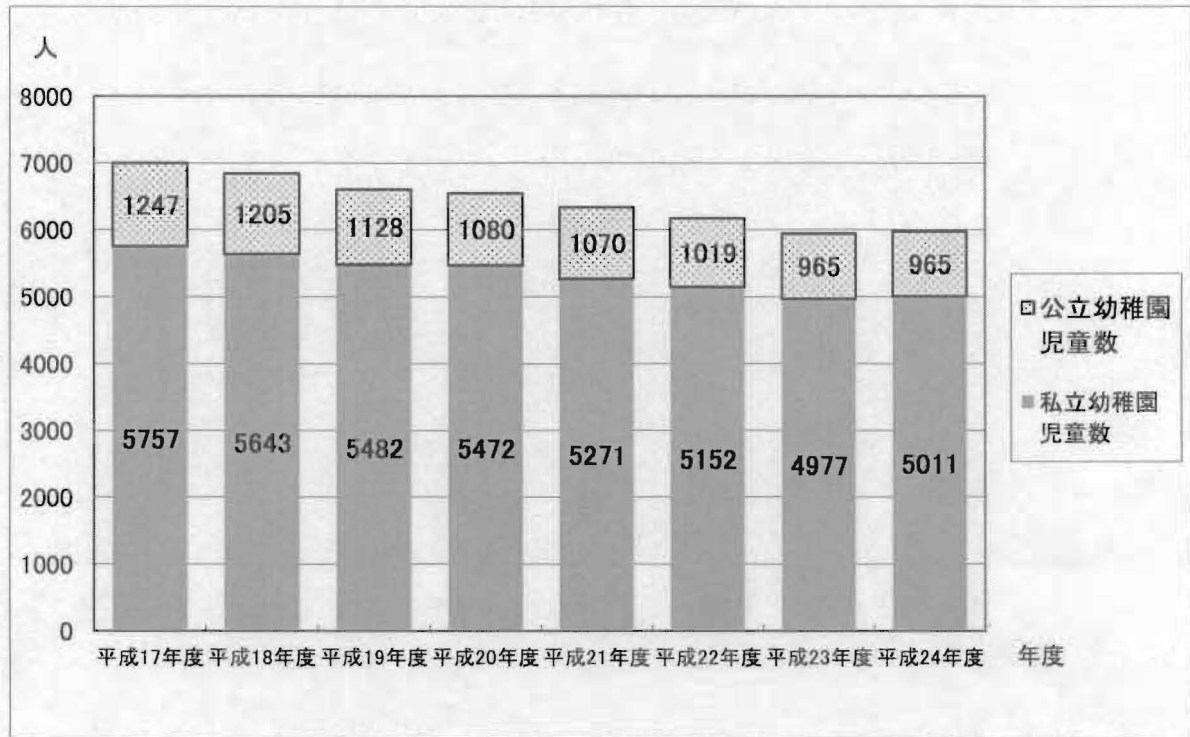


2、平成24年度公私年齢別保育所児童数

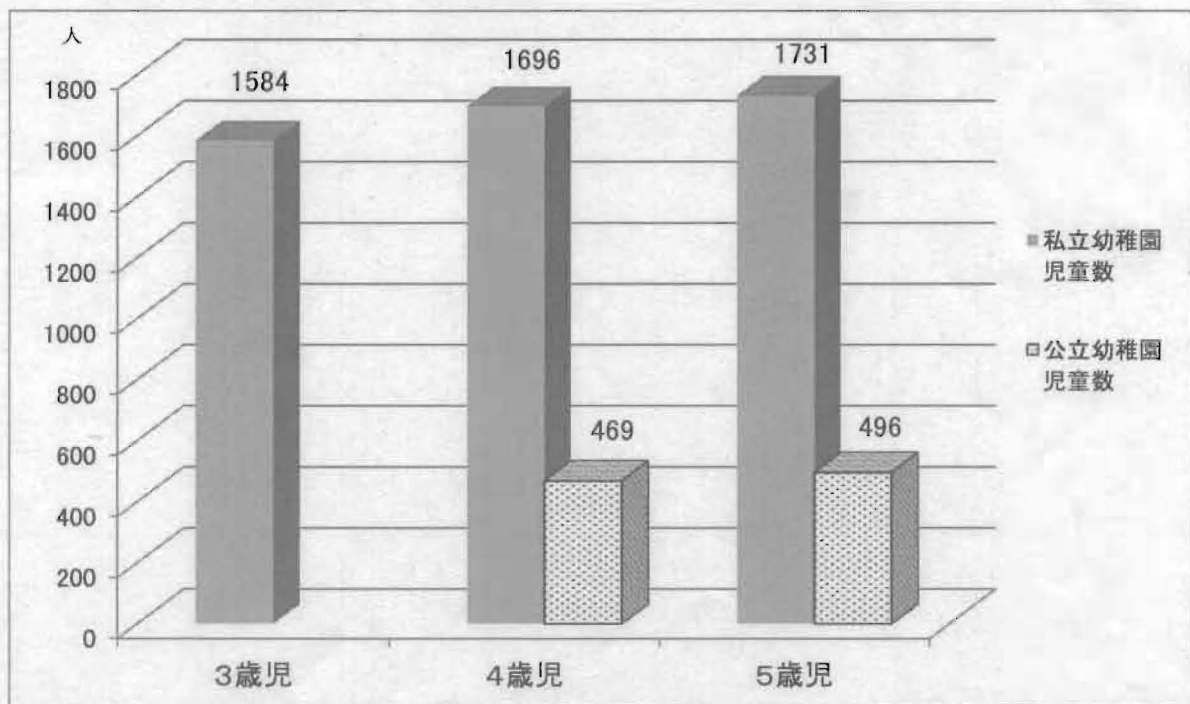


②幼稚園の状況

1、平成17年度から24年度の公私別幼稚園児童数推移



2、平成24年度公私年齢別幼稚園児童数



(6) 公立保育所民営化政策決定の経過等について

- 1、平成23年5月16日 井上市長就任。同日、「財政非常事態宣言」をおこない、今後は「借金と貯金取崩しに頼って予算を組む」という「赤字体質」から抜け出し、「収入に合わせて支出を組む」財政規律を基本に、抜本的な行政改革に取り組む姿勢を明らかにしました。
- 2、平成23年6月10日 政策課題「3つの維新」策定。市として取り組む政策課題を「3つの維新」（「行政の維新」「地元経済の維新」「教育の維新」）としてまとめました。その中でも赤字体質からの脱却と柔軟な財政構造の確立を目指すための最優先課題として、「行政の維新」に掲げる一連の抜本的な行政改革を「行政の維新プロジェクト」と位置づけました。
- 3、平成23年8月31日 「行政の維新プロジェクト」改革の工程策定。事業の見直し（民営化の推進）の考え方を示しました。
- 4、平成23年9月23日 事業見直し会議において「公立保育所の運營業務」の議論がされました。保育所運営については民間の力を活用することが、可能な分野であり、これまで以上に民間の力を活用することも必要と考えるとの考えのもと、「公立保育所の一部民営化を推進する。平成30年度までに5施設程度を民営化する。」と結果が出ました。
- 5、平成23年11月18日 政策会議において、公立保育所の民営化について議論され、「公立保育所のアウトソーシングに取り組みます。」との最終意思決定を行いました。
(第1回資料、25ページ)
- 6、平成24年2月10日 行政改革推進本部において、平成23年8月に策定された「行政の維新プロジェクト」改革の工程に基づいた平成30年度までの取り組み方策として「吹田市のアウトソーシング計画」を策定しました。
(第1回資料、26～30ページ)
- 7、平成24年6月18日 外部委員による「吹田市公立保育所のあり方懇談会」が開催されました。合計7回の開催後、公立保育所のあり方への提言をいただく予定です。

- 8、平成 25 年 3 月 市の就学前児童の将来ビジョンを策定（予定）
- 9、平成 25 年度 民営化保育所選定委員会（庁内及び庁外）、民営化園保護者説明会（予定）
- 10、平成 26 年度 事業者選定委員会、三者懇談会（予定）
- 11、平成 27 年度 合同保育（予定）
- 12、平成 28 年度 事業者移管、引継ぎ保育（予定）
- 13、平成 29 年度 2 園目、3 園目の事業者移管（予定）
- 14、平成 30 年度 4 園目、5 園目の事業者移管（予定）

2 吹田市の財政状況について

(1) 一般会計決算収支の状況

区分	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)
歳入総額	102,024,208	106,405,148	105,258,464	115,702,610	109,223,904
歳出総額	101,636,110	105,293,727	104,576,045	114,959,576	108,270,866
差引決算収支 (a)	388,098	1,111,421	682,418	743,034	953,038
繰越財源 (b)	130,132	994,029	409,038	516,107	798,284
実質収支 (a) - (b)	257,966	117,392	273,380	226,927	154,754

(2) 財政構造硬直化の状況 (普通会計)

(単位：% 百万円)

区分	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)
経常収支比率	(97.3) 93.0	(99.6) 96.8	(99.0) 97.5	(104.8) 100.9	(102.9) 96.8
公債費負担比率 市債現在高	9.5 67,836	9.3 65,970	10.6 61,770	10.4 59,884	10.5 60,750

経常収支比率については、平成13年度より分母に赤字地方債を加える算出方法に変更されたため、下段にその算出値を記載

経常収支比率：財政構造の弾力性をはかる指標 硬直化の目安は都市の場合80%超

$\frac{\text{経常経費充当一般財源額}}{\text{経常一般財源額}} \times 100\%$

公債費負担比率：公債費に関して財政運営の硬直性をはかる指標 警戒ライン15% 危険ライン20%

$\frac{\text{公債費充当一般財源額}}{\text{一般財源総額}} \times 100\%$

資料：財政室

(3) 一般会計目的別歳出経費の状況

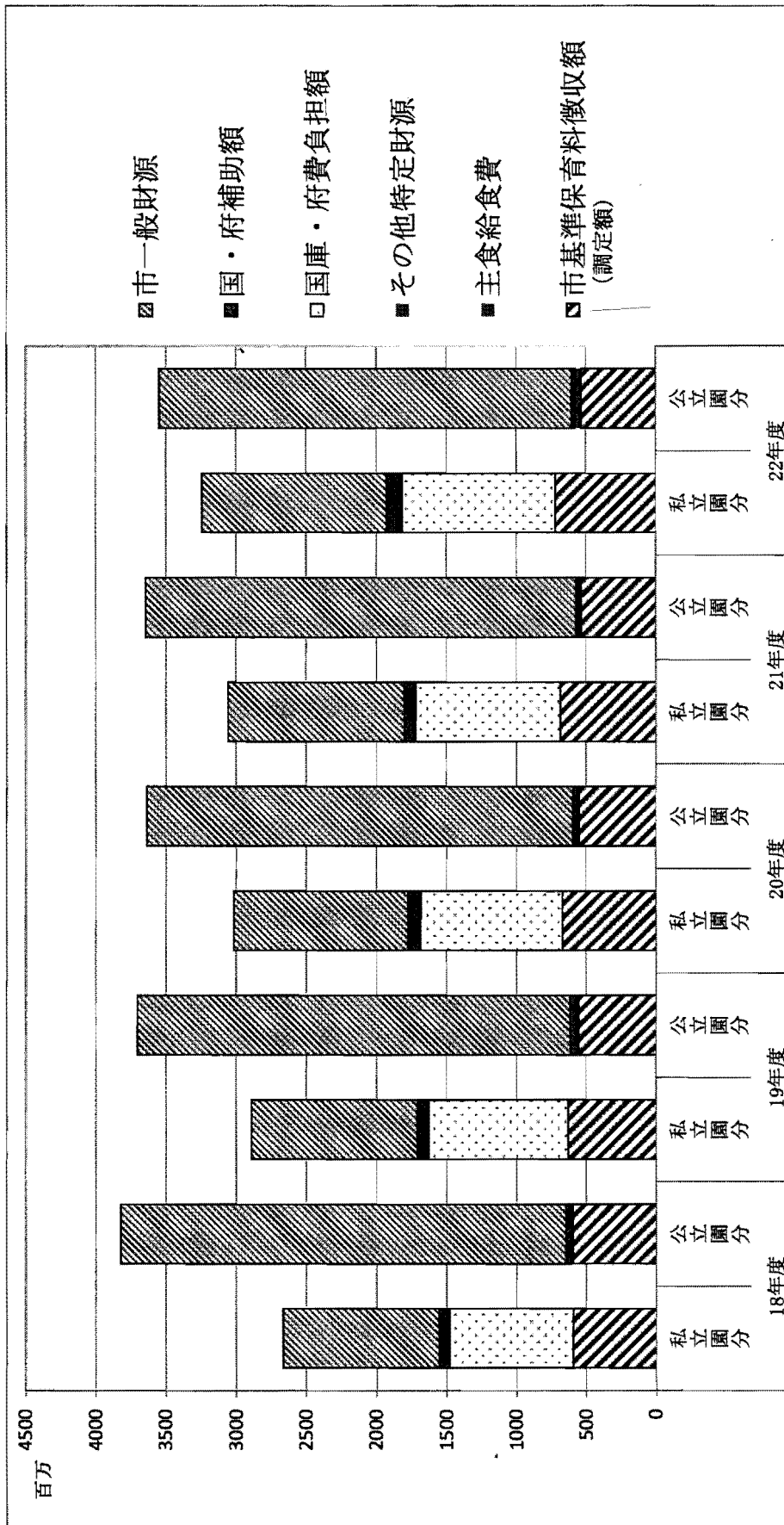
区分	平成18年度(2006)		平成19年度(2007)		平成20年度(2008)		平成21年度(2009)		平成22年度(2010)	
	決算額 千円	構成比 %	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
歳出総額	101,636,110	100.0	105,293,727	100.0	104,576,045	100.0	114,959,576	100.0	108,270,866	100.0
議会費	668,319	0.7	673,967	0.6	649,090	0.6	634,730	0.6	626,050	0.6
総務費	13,775,424	13.6	12,116,988	11.5	11,988,916	11.5	11,873,246	10.3	10,722,298	9.9
民生費	36,785,172	36.2	38,201,714	36.3	37,487,352	35.8	39,945,772	34.7	46,050,302	42.5
衛生費	10,665,468	10.5	14,743,429	14.0	16,551,168	15.8	19,646,502	17.1	8,898,077	8.2
労働費	186,751	0.2	174,076	0.2	240,174	0.2	233,462	0.2	219,989	0.2
農業費	98,471	0.1	95,677	0.1	92,443	0.1	107,627	0.1	112,555	0.1
商工費	477,235	0.5	475,517	0.5	520,089	0.5	6,065,682	5.3	788,069	0.7
土木費	11,955,833	11.8	12,913,273	12.3	11,351,131	10.9	10,821,855	9.4	14,051,318	13.0
消防費	5,770,445	5.7	4,353,485	4.1	4,291,112	4.1	3,919,015	3.4	3,715,500	3.4
教育費	12,596,633	12.4	12,658,972	12.0	12,782,817	12.2	13,219,997	11.5	15,097,171	14.0
公債費	7,696,044	7.6	7,624,655	7.2	8,256,516	7.9	7,934,151	6.9	7,980,235	7.4
諸支出金	960,315	0.9	1,261,974	1.2	365,237	0.3	557,537	0.5	9,302	0.0
災害復旧費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料:財政室

(4) 民生費に占める保育所関係費の状況

区分	平成18年度(2006)		平成19年度(2007)		平成20年度(2008)		平成21年度(2009)		平成22年度(2010)	
	決算額 千円	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
民生費	36,785,172		38,201,714		37,487,352		39,945,772		46,050,302	
児童福祉費	13,977,938		14,500,729		13,386,727		14,178,235		18,832,867	
保育園費	3,823,321		3,703,729		3,637,163		3,736,694		3,640,730	
地域子育て支援センター事業費	196,366		195,175		193,128		206,763		208,415	

3 公私立保育所の経費等の比較について
 (1) 公私立保育所の管理運営費財源内訳



年度	公立園分	私立園分	市基準保育料徴収額	主食給食費	その他特定財源	国庫・府費負担額	国・府補助額	市一般財源	計
平成18年度	595,187,470円	595,801,350円	595,801,350円	13,526,400円		884,986,110円	76,539,000円	1,109,774,252円	2,666,486,832円
平成19年度	629,271,550円	553,504,050円	629,271,550円	12,982,400円		998,167,628円	84,402,000円	1,180,907,713円	3,823,320,911円
平成20年度	670,329,800円	551,924,250円	670,329,800円	12,885,200円		1,017,448,140円	89,550,000円	1,241,805,541円	2,892,748,891円
平成21年度	684,971,080円	533,938,140円	684,971,080円	12,467,900円		1,035,484,095円	81,901,000円	1,257,161,395円	3,019,133,481円
平成22年度	719,245,350円	533,605,100円	719,245,350円	12,703,200円	29,926,510円	1,098,788,895円	110,653,500円	1,316,973,374円	3,637,162,552円

(2) 公立保育所の民営化による経常経費削減額について

[平成22年度決算による積算]

① 民営化により削減できる経常経費（歳出ベース）

	通常保育 児童ひとり当たり経費／月	通常保育 児童ひとり当たり経費／年
公立	140,363円	1,684,356円
私立	96,173円	1,154,076円
差額	44,190円	530,280円

1園117名（公立平均定員）として、年間のコスト削減額は

$$530,280円 \times 117名 = 62,042,760円$$

1園民営化のコスト削減	62,043千円
5園民営化のコスト削減	310,215千円

② 民営化により削減できる経常経費（一般財源ベース）[調整前]

	通常保育 児童一人当たり 一般財源／月	通常保育 児童一人当たり 一般財源／年
公立	116,593円	1,399,116円
私立	39,024円	468,288円
差額	77,569円	930,828円

1園117名（公立平均定員）として、年間のコスト削減額は

$$930,828円 \times 117名 = 108,906,876円$$

1園民営化のコスト削減	108,907千円	(a)
5園民営化のコスト削減	544,535千円	

③ 民営化により新たに発生する経常経費（一般財源ベース）*

1園民営化による経常経費増加分	22,268千円	(b)
5園民営化による経常経費増加分	111,340千円	

④ 民営化により削減できる経常経費（一般財源ベース）[調整後]

1園民営化のコスト削減	86,639千円	(a) - (b)
5園民営化のコスト削減	433,195千円	

*③の経常経費の項目として、看護師助成金、障がい児保育助成金、保育士加配助成金を見込んでいます。

4 保育料について

(1) 保育所保育料について

○吹田市の保育料の水準

本市の保育料は、昭和63年の改定後は引き上げを伴う改定を行っておらず、この間、国の保育料徴収基準額の改定が行われてきました。

平成22年度では、本市の保育料の水準は、国の徴収基準額の64.8%（私立保育所分）ですが、近年、大阪府内各市が保育料の改定を行っており、本市は府内31市中23番目（私立保育所分、政令指定都市を除く。）となっています。

○保育料の徴収率

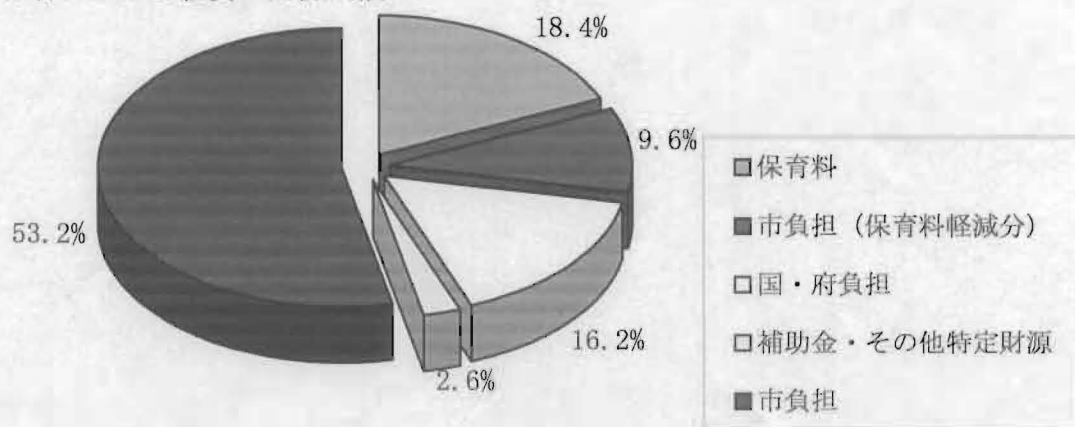
平成22年度の現年度保育料徴収率は98.0%で、府内では31市中12番目（政令指定都市を除く。）であり、過年度を含めた徴収率も98.0%となっています。近年は口座振替の徹底、文書による督促・催告の強化をはじめ、電話や訪問による催告、保育所施設長からの催告を実施し、納付相談を行っています。また、滞納処分や児童手当からの保育料の徴収を行い、滞納対策の強化を進めてきました。その効果により徴収率が向上する傾向となっています。

○保育にかかる経費の負担割合

本市の保育にかかる経費は、平成22年度で約68億円、うち保護者の負担は約12億5000万円（18.4%）で、それ以外は国・府・市がそれぞれの負担割合によって負担しています。

なお、保育料を国徴収基準額より低く設定しているため、その軽減分である約6億5000万円（9.6%）を、市の一般財源から補填しています。

〈保育にかかる経費の財源内訳〉



■国基準及び吹田市基準対照表

国基準 徴収基準額				吹田市 現行保育料					
入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)		階層区分		保育料の額 (月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0	0	A	同左	0	0	0	
2	市町村民税非課税世帯	9,000 4,500]	6,000 3,000]	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	
3	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	19,500 9,750]	16,500 8,250]	C1	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	6,600 2,600]	6,600 2,600]	6,600 2,600]
					C2	市町村民税のうち所得割課税世帯	7,500 3,000]	7,500 3,000]	7,500 3,000]
4	40,000円未満	30,000 15,000]	27,000 13,500]	D1	7,500円未満	9,100 3,600]	9,100 3,600]	9,100 3,600]	
				D2	7,500円以上15,000円未満	11,900 4,800]	11,900 4,800]	11,900 4,800]	
				D3	15,000円以上45,000円未満	15,800 6,300]	15,800 6,300]	15,400 6,200]	
5	40,000円以上103,000円未満	44,500 22,250]	41,500 20,750]	D4	45,000円以上75,000円未満	23,600 9,400]	23,600 9,400]	22,400 9,000]	
6	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得稅額 103,000円以上413,000円未満	61,000 30,500]	58,000 29,000]	D5	75,000円以上112,500円未満	31,400 12,600]	31,400 12,600]	29,000 11,600]
					D6	112,500円以上262,500円未満	38,000 15,200]	35,000 14,000]	
					D7	262,500円以上362,500円未満	46,000 18,400]		
7	413,000円以上734,000円未満	80,000 40,000]	77,000 38,500]	D8	362,500円以上442,500円未満	51,200 20,500]	35,000 14,000]	29,000 11,600]	
				D9	442,500円以上522,500円未満	56,600 22,600]			
8	734,000円以上	104,000 52,000]	101,000 50,500]	D10	522,500円以上	62,000 24,800]			

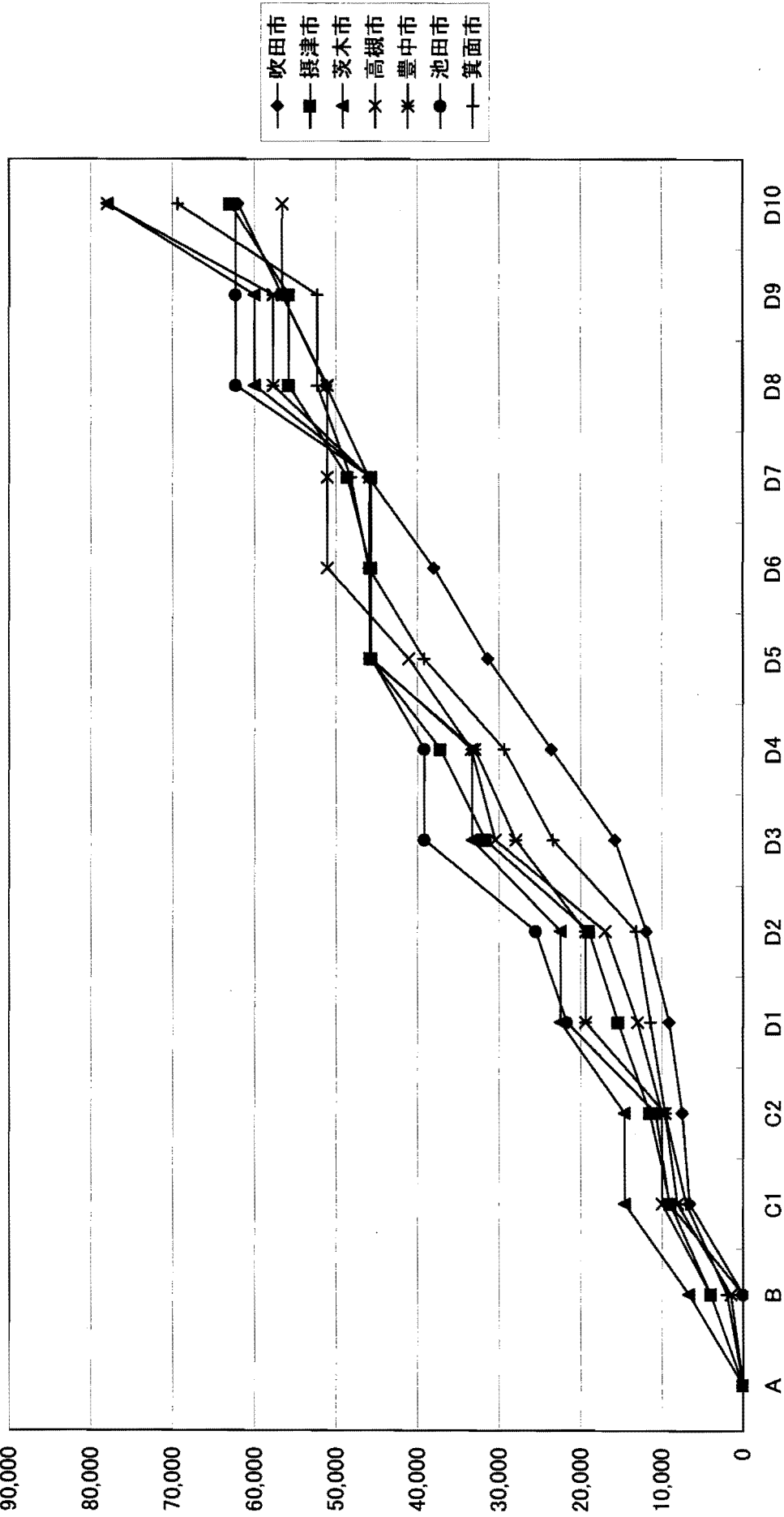
※ [] 内の数字は2人以上の児童が入所している場合に年齢の低い児童に適用される保育料です。なお、3人以上の児童が入所している場合は、最も年齢の高い児童が上段、次に年齢の高い児童が [] 内、それ以外の児童は0円です。

国基準及び北摂各市基準対照表

階層区分	国基準 徴収基準額		吹田市		a市		b市		c市		d市		e市		f市		
	階層区分	定義	階層区分	定義	階層区分	定義	階層区分	定義	階層区分	定義	階層区分	定義	階層区分	定義	階層区分	定義	
																	階層区分
1		生活保護法による被保護世帯(世帯世帯を含む。)、及び、中国系朝鮮人等の国籍な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	A	同左	A	同左	A	同左	A	同左	A	同左	A	同左	A	同左	
2		市町村民税非課税世帯	B1 B2	市町村民税非課税世帯	B1 B2	市町村民税非課税世帯	B	市町村民税非課税世帯	B	市町村民税非課税世帯	B1 B2	市町村民税非課税世帯	B1 B2	市町村民税非課税世帯	B	市町村民税非課税世帯	
3		市町村民税課税世帯	C1 C2	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 市町村民税のうち所得割額 市町村民税のうち所得割額 市町村民税のうち所得割額	C1 C2 C3	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 市町村民税のうち所得割額 市町村民税のうち所得割額	C1 C2	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 市町村民税のうち所得割額	C1 C2	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 市町村民税のうち所得割額	C1 C2 C3 C4	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 市町村民税のうち所得割額	C1 C2	市町村民税課税世帯	C	市町村民税課税世帯	
4		40,000円未満	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7	7,500円未満 7,500円以上 15,000円未満 15,000円以上 45,000円未満 45,000円以上 75,000円未満 75,000円以上 112,500円未満 112,500円以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7	1,600円未満 1,600円以上 9,000円未満 9,000円以上 22,000円未満 22,000円以上 33,000円未満 33,000円以上 44,000円未満 44,000円以上 61,000円未満 61,000円以上 77,000円未満 77,000円以上 94,000円未満 94,000円以上 124,000円未満 124,000円以上 158,000円未満 158,000円以上 313,000円未満 313,000円以上 469,000円未満 469,000円以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7	9,000円未満 9,000円以上 40,000円未満 9,000円以上 40,000円未満 40,000円以上 103,000円未満 40,000円以上 103,000円未満 103,000円以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7	9,000円未満 9,000円以上 15,000円未満 15,000円以上 40,000円未満 40,000円以上 70,000円未満 40,000円以上 70,000円未満 70,000円以上 103,000円未満 103,000円以上 263,000円未満 263,000円以上 413,000円未満 413,000円以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7	9,000円未満 9,000円以上 15,000円未満 15,000円以上 40,000円未満 40,000円以上 70,000円未満 40,000円以上 70,000円未満 70,000円以上 103,000円未満 103,000円以上 263,000円未満 263,000円以上 413,000円未満 413,000円以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7	11,100円未満 11,100円以上 22,200円未満 22,200円以上 33,300円未満 33,300円以上 44,400円未満 44,400円以上 66,600円未満 66,600円以上 77,800円未満 124,800円未満 124,800円以上 169,200円未満 169,200円以上 235,900円未満 235,900円以上 469,200円未満 469,200円以上			
5		所得除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得額の区分が次額の区分に該当する世帯	D8 D9 D10 D11 D12	75,000円以上 112,500円未満 112,500円以上 262,500円未満 262,500円以上 362,500円未満 362,500円以上 442,500円未満 442,500円以上 522,500円未満 522,500円以上	D8 D9 D10 D11 D12	77,000円以上 94,000円未満 94,000円以上 124,000円未満 124,000円以上 158,000円未満 158,000円以上 313,000円未満 313,000円以上 469,000円未満 469,000円以上	D8 D9 D10 D11 D12	70,000円以上 103,000円未満 70,000円以上 103,000円未満 103,000円以上 103,000円以上 263,000円未満 263,000円以上 413,000円未満 413,000円以上	D8 D9 D10 D11 D12	70,000円以上 103,000円未満 70,000円以上 103,000円未満 103,000円以上 103,000円以上 263,000円未満 263,000円以上 413,000円未満 413,000円以上	D8 D9 D10 D11 D12	70,000円以上 103,000円未満 70,000円以上 103,000円未満 103,000円以上 103,000円以上 263,000円未満 263,000円以上 413,000円未満 413,000円以上	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	
6		103,000円以上 413,000円未満	D13 D14 D15	262,500円以上 362,500円未満 362,500円以上 442,500円未満 442,500円以上 522,500円未満 522,500円以上	D13 D14 D15	158,000円以上 313,000円未満 313,000円以上 469,000円未満 469,000円以上	D13 D14 D15	103,000円以上 413,000円未満 103,000円以上 413,000円未満 103,000円以上 413,000円未満	D13 D14 D15	103,000円以上 413,000円未満 103,000円以上 413,000円未満 103,000円以上 413,000円未満	D13 D14 D15	103,000円以上 413,000円未満 103,000円以上 413,000円未満 103,000円以上 413,000円未満	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	
7		413,000円以上 734,000円未満	D16 D17 D18	442,500円以上 522,500円未満 522,500円以上	D16 D17 D18	469,000円以上 624,000円未満 624,000円以上 734,000円未満 734,000円以上	D16 D17 D18	413,000円以上 800,000円未満 413,000円以上 800,000円未満 413,000円以上 800,000円未満	D16 D17 D18	413,000円以上 800,000円未満 413,000円以上 800,000円未満 413,000円以上 800,000円未満	D16 D17 D18	413,000円以上 800,000円未満 413,000円以上 800,000円未満 413,000円以上 800,000円未満	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	
8		734,000円以上	D19	522,500円以上	D19	734,000円以上	D19	800,000円以上	D19	734,000円以上	D19	734,000円以上	D19	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額

北摂7市の0歳児 保育料比較グラフ(現行保育料)

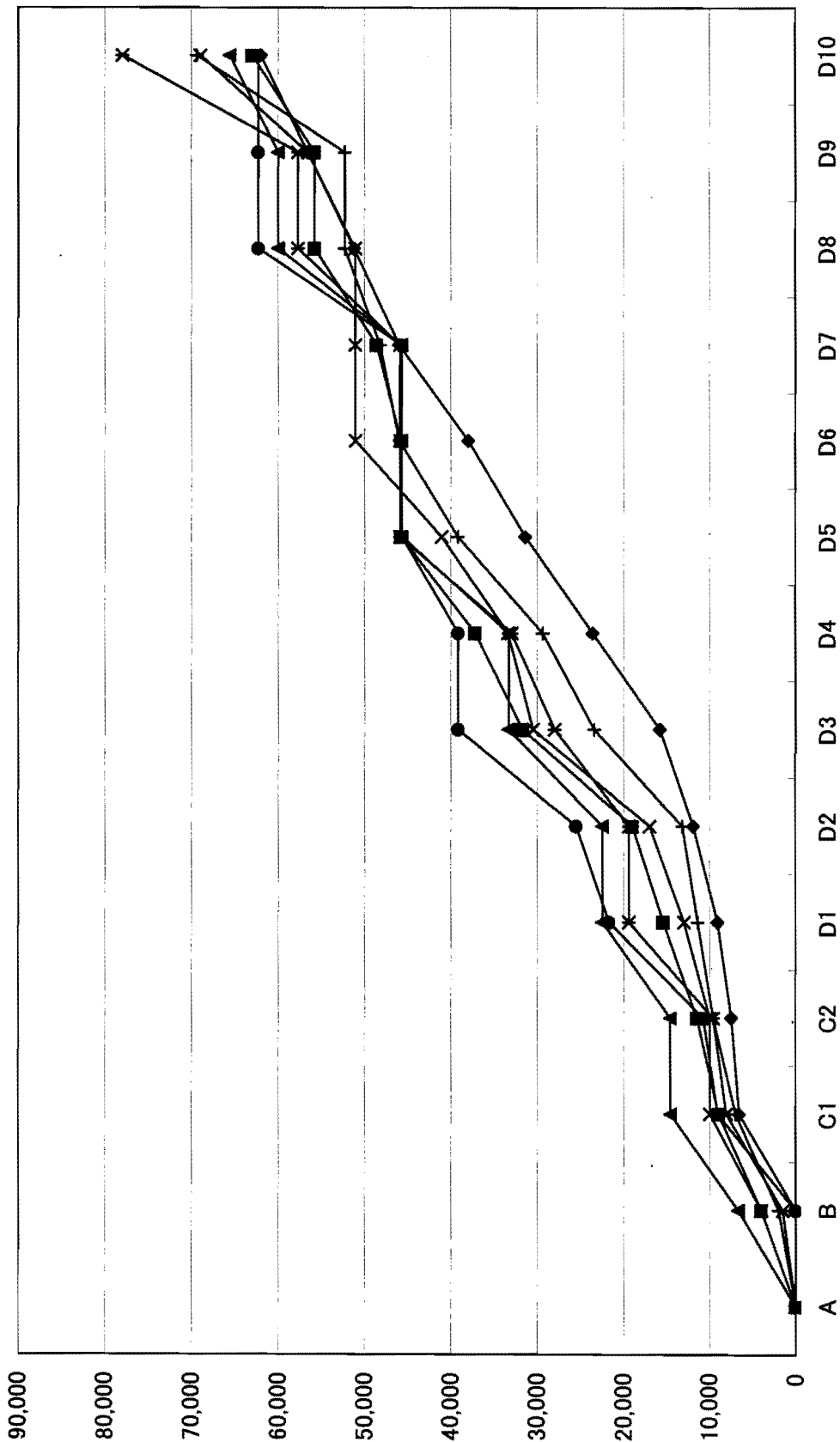
円



吹田市階層

北摂7市の1・2歳児 保育料比較グラフ(現行保育料)

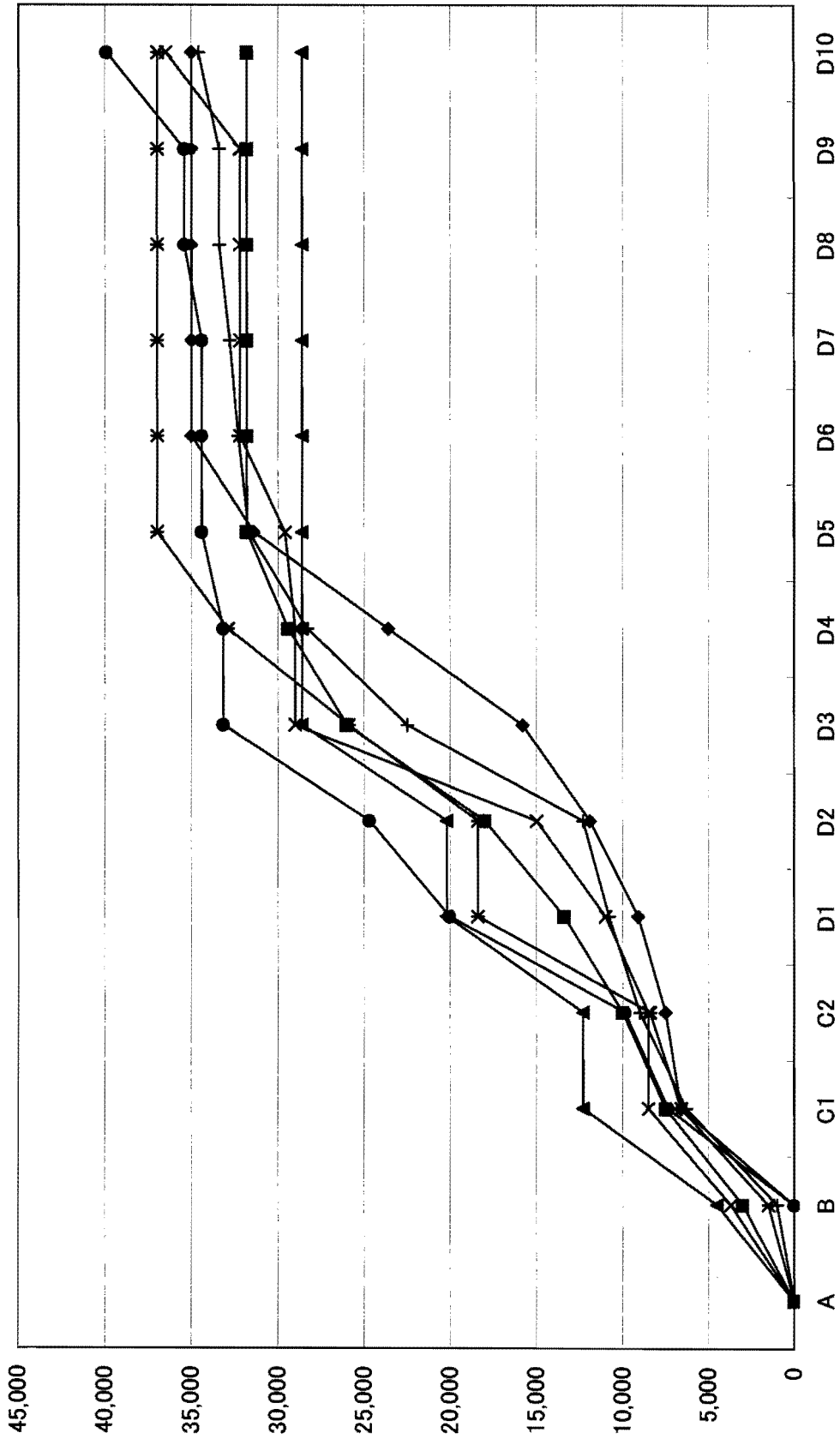
円



吹田市階層

北摂7市の3歳児 保育料比較グラフ(現行保育料)

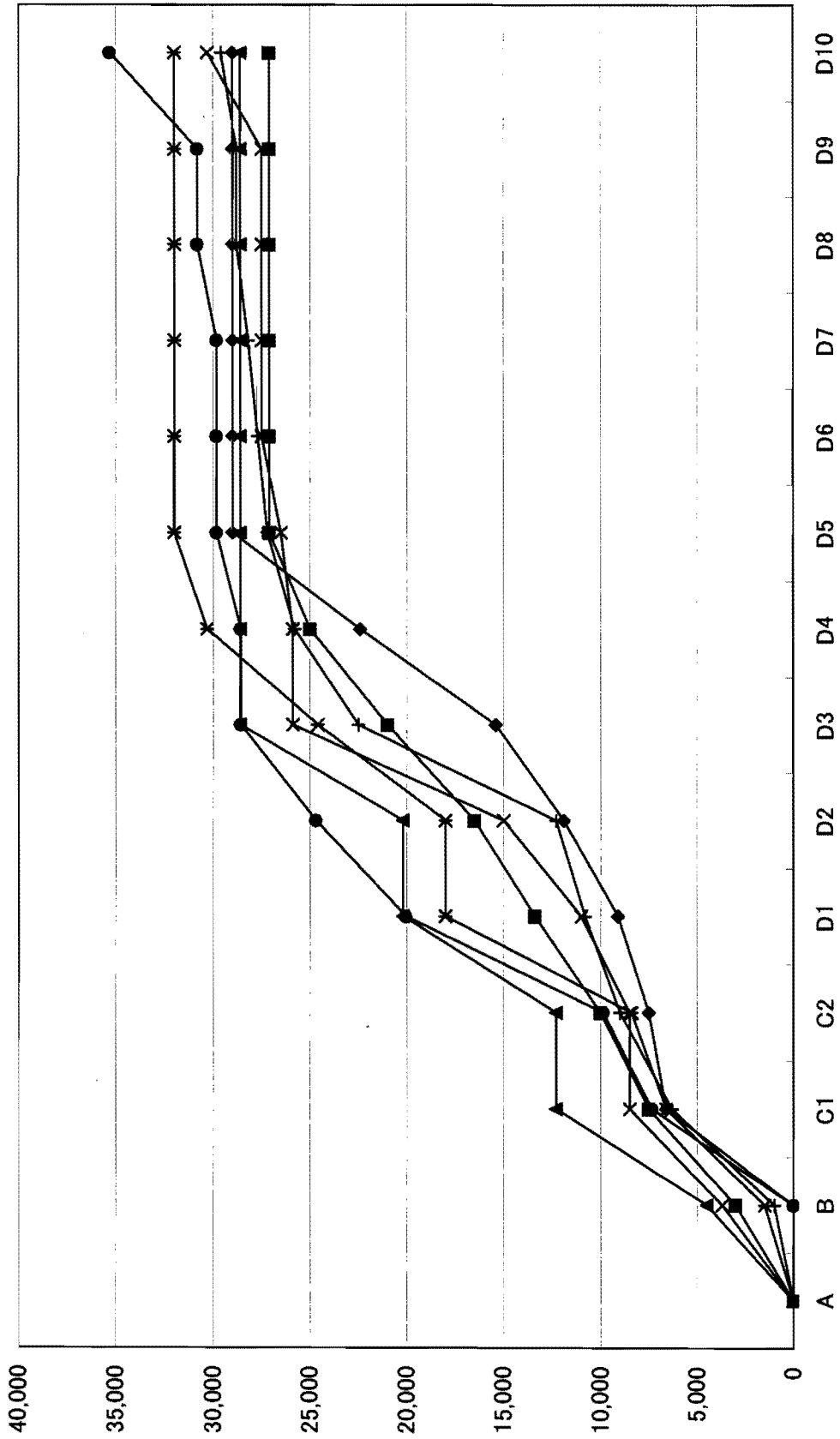
円



吹田市階層

北摂7市の4・5歳児 保育料比較グラフ(現行保育料)

円



吹田市階層

(2) 延長保育料について

■平成24年度(2012年度)北摂各市の延長保育(公立)の状況

No.	市町村名	開所時間	延長保育料の対象時間	1回の利用料	月極の利用料	A・B階層減免	多子減免
1	豊中市	7:00～19:00 (1園のみ～20:00)	18:30～19:00 30分 18:30～20:00 1時間30分	100円 600円	1,600円 4,800円	A階層 無料 B階層 無料	3人目 無料
2	茨木市	7:00～19:00	7:00～7:30 30分 18:30～19:00 30分	300円 300円	2,500円 2,500円	A階層 無料	なし
3	高槻市	7:00～19:00	なし	-	-	-	-
4	池田市	7:00～19:00	7:00～7:30 30分 18:30～19:00 30分	400円 400円	3,000円 3,000円	A階層 無料 B階層 無料	月極のみ 2人目 1,500円 3人目 無料
5	箕面市	7:00～19:00 (2園のみ～19:30)	18:30～19:00 30分 19:00～19:30 30分	230円 120円	3,910円 2,040円	A階層 無料 B階層 無料	2人目 110円(1,870円) 3人目 無料 2人目 60円(1,020円) 3人目 無料
6	摂津市	7:00～19:00 (1園のみ～20:00)	18:01～20:00 1時間59分	～18:30 100円 ～19:00 200円 ～19:30 300円 ～20:00 400円	1,600円 3,200円 4,800円 6,400円	なし	なし